

福井県報

第 320 号
令和 6 年
10月15日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（420・障がい福祉課）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定（421～423・同）…………… 2

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（税務課）…………… 3
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開拓課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（4件・同）
- 公共測量の実施（土木管理課）…………… 9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（同）… 9

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（101・生活安全企画課）…………… 12

告 示

福井県告示第420号

令和6年10月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

	診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1	内科	尾崎 嘉彦	尾崎病院	大野市明倫町11番2号
2	外科	岸 和樹	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
3	外科	前田 敏樹	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2
4	脳神経外科	山田 真輔	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
5	脳神経外科	川尻 智士	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
6	脳神経外科	赤澤 愛弓	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
7	内科	酒巻 一平	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
8	内科	酒井 雅人	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2

福井県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	日本調剤 月見薬局	福井市月見2丁目3番11号	日本調剤株式会社	代表取締役 笠井 直人	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	令和6年10月1日
精神通院医療	五番イマムラ薬局	大野市明倫町11-5	五番イマムラ薬品株式会社	代表取締役 稲葉 知香	大野市明倫町11-5	令和6年10月1日
精神通院医療	エンゼル調剤薬局 月見店	福井市月見2丁目2番2-8	株式会社英エイチアンドケー	代表取締役 平野 洋一	福井市和田中3丁目111	令和6年10月15日

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療	ツクイ訪問看護ステーション	福井市中央三丁目6-2 損保ジャパンビル5階	株式会社 ツクイ	代表取締役 高畠 毅	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	令和6年10月1日
精神通院医療	みんと訪問看護ステーション	越前市府中2丁目2-23Sビル1F北	株式会社 ボタニカルファーマシー	代表取締役 岩崎 満子	越前市東千福町23-17	令和6年10月1日
精神通院医療	ケンコウ訪問看護ステーション	福井市大手2丁目15-11	株式会社 明道館	代表取締役 八木 信人	福井市大手2-15-11	令和6年10月1日

精神通院 医療	ケアフルハウス訪問看護ステーション	越前市広瀬町153-12-3	株式会社 住みかえ情報館	代表取締役 林 洋三	越前市高瀬1丁目32-20	令和6年10月1日
------------	-------------------	----------------	--------------	------------	---------------	-----------

福井県告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

病院または診療所

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者	開設者住所	担当する医療の種類	指定日
育成医療 更生医療	川畑矯正クリニック	鯖江市有定町3-129	川畑 理人		鯖江市住吉町3-12-8	歯科矯正に関する医療	令和6年10月1日

福井県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	五番イマムラ薬局	大野市明倫町11-5	五番イマムラ薬品株式会社	代表取締役 稲葉 知香	大野市明倫町11-5	令和6年10月1日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県税務システム等運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部税務課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月19日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社NTTデータ北陸
石川県金沢市広岡3丁目1-1
- 5 落札金額
131,194,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年8月6日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日
福井県立病院長 道傳 研司

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1,400キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年9月20日
- 4 落札者の名称および住所
カワイ株式会社
越前市上太田町29-15-1
- 5 落札金額
1リットル当たり94円30銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年8月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月15日
福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ゲンキー大和田店
福井県福井市大和田町29字47 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - ①ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
 - ②大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号
 - ③株式会社ワークマン
代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町1732番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - ①ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
 - ②株式会社アミーゴ
代表取締役 中村 友秀
東京都千代田区神田多町2丁目1番地 神田進興ビル4階
 - ③株式会社ワークマン
代表取締役 小濱 英之
群馬県伊勢崎市柴町1732番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年6月3日

5 大規模小売店舗の概要

(1) 店舗面積

建物①	997㎡
建物②	660㎡
建物③	407㎡
合計	2,064㎡

(2) 駐車場の位置および収容台数

合計	90台
----	-----

(3) 駐輪場の位置および収容台数

駐輪場①	10台
駐輪場②	5台
駐輪場③	15台
合計	30台

(4) 荷さばき施設の位置および面積

荷さばき施設①	24㎡
荷さばき施設②	36㎡
荷さばき施設③	40㎡
合計	100㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

廃棄物保管施設①	4.8㎡
廃棄物保管施設②	3.5㎡
廃棄物保管施設③	2.0㎡
合計	10.3㎡

(6) 開店時刻および閉店時刻

ゲンキー大和田店	午前9時～午後9時
アミーゴ福井大和田店	午前10時～午後9時
ワークマン女子福井店	午前7時～午後9時

(7) 駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

(8) 駐車場の出入口の数

3箇所

(9) 駐車場の出入口の位置

- 出入口① (出入口)
- 出入口② (出入口)
- 入口③ (入口専用)

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 荷さばき施設① 午前6時～午後10時
- 荷さばき施設② 午前9時～午後12時
- 荷さばき施設③ 24時間

6 届出のあった日

令和6年10月2日

7 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
AOS SA 5階
福井市商工労働部商工振興課

8 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項および同条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるることができる。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー東鯖江店
福井県鯖江市下河端15字神子町1番1 外16筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

株式会社ワシントン靴店
代表取締役 北川 裕久
富山県富山市婦中町青島401番地
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲5丁目6番52号

3 変更した事項（第6条第1項）

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名および住所
(変更前)

- ・ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- ・株式会社ワシントン靴店
代表取締役 北川 裕久
富山県富山市総曲輪3丁目5番5号

(変更後)

- ・ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- ・株式会社ワシントン靴店
代表取締役 北川 裕久
富山県富山市婦中町青島401番地
- ・株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲5丁目6番52号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前)

- ・ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- ・株式会社ワシントン靴店
代表取締役 北川 裕久
富山県富山市総曲輪3丁目5番5号

(変更後)

- ・ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

- ・株式会社エムクライム
代表取締役 森本 光則
兵庫県三木市府内町401-1
- ・株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲5丁目6番52号

4 変更の年月日

令和6年11月1日

5 変更する理由

- (1) 設置者を変更したため。
- (2) 小売業者を変更したため。

6 変更しようとする事項（第6条第2項）

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3, 570. 57㎡

(変更後) 2, 293㎡

(2) 駐輪場の位置および収容台数

(変更前) 47台

(変更後) 47台

(3) 荷さばき施設の位置および面積

(変更前) 100. 5㎡

(変更後) 104. 0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

(変更前) 39. 60㎡

(変更後) 40. 17㎡

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前)

- ・ゲンキー株式会社
午前8時～午後10時
- ・株式会社ワシントン靴店
午前10時～午後8時

(変更後)

- ・ゲンキー株式会社
午前8時～午後10時
- ・株式会社エムクライム
午前10時～午後8時
- ・株式会社オートバックスセブン

<p>午前10時～午後8時</p> <p>(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設1 午前6時～午後3時 ・荷さばき施設2 午前9時～午前10時 <p>(変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設1 午前6時～午後3時 ・荷さばき施設2 午前10時～午後8時 ・荷さばき施設3 午前10時～午後8時 <p>7 変更する年月日 令和6年12月1日</p> <p>8 変更する理由 ゲンキー東鯖江店の建替えに伴い、縮小したスペースへのオートボックスの移転新設、既存建物における中古車販売のウイードの移転により、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設、営業時間を変更するため。</p> <p>9 届出のあった日 令和6年9月26日</p> <p>10 届出の縦覧場所</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県鯖江市西山町13-1 鯖江市産業観光部商工観光課 <p>11 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで <p>12 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小</p>	<p>売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。</p> <p>なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。</p> <p>令和6年10月15日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT-2 坂井店 福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社PLANT 代表取締役 三ッ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1 3 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前7時～午後6時 (変更後) 24時間 4 変更の年月日 令和6年9月26日 5 変更する理由 荷さばき時間を変更するため。 6 届出のあった日 令和6年9月25日 7 届出の縦覧場所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市産業政策部商工労政課 8 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯 <ol style="list-style-type: none"> (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先
--	--

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
SUPER CENTER PLANT-2 上中店
福井県三方上中郡若狭町脇袋11号下
黒切12番地1 外18筆
福井県三方上中郡若狭町上吉田5号白
川作26番地1 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社PLANT
代表取締役 三ッ田 佳史
福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1
- 3 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
午前7時～午後6時
(変更後)
24時間
- 4 変更の年月日
令和6年9月26日
- 5 変更する理由
荷さばき時間を変更するため。
- 6 届出のあった日
令和6年9月25日
- 7 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県三方上中郡若狭町中央1-1

若狭町観光商工課

8 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができる。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(1) SUPER CENTER PLANT-3 清水店
福井県福井市三留町21号4番地
(2) JA越前丹生農産物直売所 丹生膳野菜
福井県福井市風巻町27-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(1) 株式会社PLANT
代表取締役 三ッ田 佳史
福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1
(2) 福井県農業協同組合
代表理事組合長 富田 勇一
福井県福井市大手3丁目2番18号
(3) 高縄 信隆
福井県福井市中野3丁目508
- 3 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
荷さばき施設①②③④⑤
午前7時～午後5時

荷さばき施設⑥

午前9時～午後9時

(変更後)

荷さばき施設①②③④

24時間

荷さばき施設⑤

午前7時～午後5時

荷さばき施設⑥

午前9時～午後9時

4 変更の年月日

令和6年9月27日

5 変更する理由

荷さばき時間を変更するため。

6 届出のあった日

令和6年9月26日

7 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工振興課

8 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年9月26日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

福井河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（道路基準点）

3 作業の期間

令和6年10月7日から令和6年12月20日まで

4 作業の地域

国道27号54.2KP～73.4KP
（小浜市加斗～大飯郡高浜町六路谷）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月15日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「特定役務」という。）の名称
福井県土木部業務用タブレット端末貸借業務 一式（長期継続契約）
- (2) 調達役務に関する仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和12年2月28日まで
- (4) 機器納入期限
令和6年12月25日（50台）
令和7年2月10日（150台）
- (5) 賃貸借期間
令和6年12月25日から令和7年2月9日（50台）
令和7年2月10日から令和12年2月28日（200台）
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札日において現に福井県による指名停止措置を受けている者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 県税および国税に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類（以下「資料」という。）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和6年10月15日（火）午前10時から令和6年11月20日（水）午後4時まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に契約担当者

が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

する。
ただし、紙入札の承認を受けるものは、入札説明書の別紙様式1を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送（民間事業者含む。）すること。

(3) 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部土木管理課

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部土木管理課

電話 0776-20-0471

(2) 入札説明書等の交付

福井県物品等競争入札情報サービスシステムに添付される電子データを参照すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する（紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。）。

（提出期間）

令和6年11月26日（火）午前8時30分から午後5時まで

令和6年11月27日（水）午前8時30分から午後4時まで

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

ア 提出期間

6(1)と同様とする。

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）。

ウ 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部土木管理課

(3) 開札の日時および場所

ア 日時

令和6年11月28日(木) 午前10時

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県 土木部 土木管理課

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する金額は、次の「⑦総額(税抜)」の金額を記載すること。

また、入札書に次の①から⑦をそれぞれ記載した内訳書を添付すること。

① 令和6年12月分の賃借料(50台分) 月額(税抜)

令和6年12月25日から令和6年12月31日までのタブレット端末50台分の賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

なお、賃貸借期間の始期が月の途中にかかるときは、当該月分の賃借料は日割り計算により算定した額とする。計算した額に円未満の端数が生じた場合は、これは切り捨てるものとする。

② 令和7年1月分の賃借料(50台分) 月額(税抜)

令和7年1月1日から令和7年1月31日までのタブレット端末50台分の賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

③ 令和7年2月分の賃借料(50台分) 月額(税抜)

令和7年2月1日から令和7年2月28日までのタブレット端末50台分の末賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

④ 令和7年2月分の賃借料(150台分) 月額(税抜)

令和7年2月10日から令和7年2月28日までのタブレット端末150台分の賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

なお、賃貸借期間の始期が月の途中にかかるときは、当該月分の賃借料は日割り計算により算定した額とする。計算した額に円未満の端数が生じた場合は、これは切り捨てるものとする。

⑤ 令和7年3月から令和12年2月の賃借料(200台分) 月額(税抜)

令和7年3月1日から令和12年2月28日までのタブレット端末200台分の賃借料(通信回線、保守等含む)の月額とする。

⑥ 令和7年3月から令和12年2月の賃借料(200台分) 総額(税抜) (⑤×60ヶ月)

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで(60ヶ月)のタブレット端末200台分の賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

⑦ 総額(税抜) (①+②+③+④+⑥)

令和6年12月25日~令和12年2月28日のタブレット端末賃借料(通信回線、保守等含む)の総額とする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による

- 。 10 Summary
- (1) Subject matter : Rental service of Fukui Prefecture Public Works Department tablet terminal for business
 - (2) Bidding date and time : Thursday, November 28,2024 at 10:00 am(Time-limit for the submission of tenders 4:00PM 27th November,2024)
 - (3) Contract period : From the contract date to February 28,2030
 - (4) Contact point for notification : Public Works Management Division, Department of Public Works, Fukui Prefectural government 3-17-1,Ohte, Fukui City, Fukui Prefecture,910-8580,Japan.(TEL 0776-20-0471)

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年10月15日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和7年1月17日（金）	午前9時30分から 午前11時まで
雑踏警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和7年2月20日（木）	午後1時から 午後5時まで
雑踏警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上である者
- イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和6年12月2日(月)から同年12月6日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にとっては、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にとっては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にとっては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者にとっては、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

13,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

